

社会福祉法人真心の会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真心の会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、定款第8条及び第21条に規定する評議員、理事及び監事をいう。

(役員の出席報酬等)

第3条 役員が、評議員会並びに理事会等へ出席した場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員が評議員会並びに理事会（出席）等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年6月24日より適用する
この規程は、平成24年5月30日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会・理事会出席 報酬等	7,000円	500円～3,000円

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円～ 30,000円	500円～3,000円
役員業務報酬等	(半日) 7,000円 (1日) 10,000円	500円～3,000円
監事監査指導報酬等	(半日) 12,000円 (1日) 16,000円	500円～3,000円

* 報酬については、業務従事時間数により規定の範囲以内で理事長が決定する。